

（参考）令和元年度、２年度及び８年度にあった病原体所持規制に係る変更点の概要

〈令和元年度変更〉

１．成年被後見人等欠格条項の見直し

政府全体での成年被後見人制度の利用推進のため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、本規制においても家畜伝染病病原体の許可所持者の欠格条項を変更。

２．用紙サイズの規格の名称変更

工業標準化法の改正に伴い、本規制における各様式の使用紙サイズを規定している規格名称の標記を「日本産業規格」へ変更。

〈令和２年度変更〉

３．監視伝染病の名称

家畜伝染病予防法及び同法施行規則の改正により、一部の監視伝染病の病原体の名称を変更。

４．滅菌譲渡届出の届出日

家畜伝染病予防法施行規則の改正により、滅菌譲渡届出の届出日を「三日以内」から「速やかに」に変更。

５．署名、押印の廃止

政府全体での行政手続等の押印主義の見直しにより、本規制に係る申請等の様式における署名及び押印を廃止するとともに、申請等の電子化に対応。

６．病原体所持規制の適用除外病原体の追加

豚熱ウイルス（C株）を、家畜伝染病予防法第46条の5から46条の21までの規定を適用しない病原体として、同法施行規則第56条の34第5号の規定に基づき告示（農林水産省告示第213号）。なお、豚熱ウイルス（C株）は、同施行規則第56条の34各号に掲げる病原体と同様、同法第46条の5から46条の22までの規定に基づく病原体所持規制の対象外とはなるものの、監視伝染病の病原体ではあるため、感染実験の際は同施行規則第3条第4号等の学術研究機関の指定対象となる。

〈令和８年度変更〉

７．届出伝染病等病原体の追加

ランピースキン病が家畜伝染病に追加されたことを踏まえ、ランピースキン病ウイルスを届出伝染病等病原体に追加。